

☆定額減税 所得税Q&A

Q1. 扶養者の数は扶養控除等申告書からの把握にしたいと思いますか、遠隔地の国内別居の扶養親族も当然に含まれますか？

A. 扶養控除等申告書に記載があり、扶養の要件を満たしているのであれば対象となる。

(Q&A1-5)

Q2. 妻や子供がパートやバイトをしていて、扶養控除等申告書を提出している場合、事業主は当然に定額減税を行うと思いますが、夫や父の扶養者である場合、二重になるのでは？この場合、2-4では、自分で定額減税の適用を受けるか受けないかを選択することは出来ないとあります。

二重と考えずに「個々に定額減税」と考えるのでしょうか？(Q&A2-4、6-8が該当？)

A. 月次減税の対象となり、個々の職場で定額減税が実施される。

Q2'. 飲食店で高校生がバイトをしていて、給与が88,000円を2ヶ月超えました。事業主は月次減税をし、年調減税をすることになると思いますが、年間103万円以下の収入の為、親の扶養になります。従って、親の方でも扶養者1として定額減税対象です。

二重で減税していることにはならないのでしょうか？(Q2の具体例)

A. 高校生の月次減税はするが、年末調整では、源泉徴収税額がゼロのため、年調減税は出来ない。結果的に、例年であれば、年末調整で還付される源泉所得税額が無くなるだけのこと。＝定額減税無しと同じ状態となる。

そして、親の扶養として、高校生の定額減税は、親の方で行われる。

Q3. 扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者や16歳未満の扶養親族を数に含めるには「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を提出とありますが、事前に署から送付されるわけではなく、ダウンロードや署に取りに行くことになるのでしょうか？こちらの提出は義務でしょうか？(6-1では「事前に提出する必要があります」)

16歳未満の扶養親族は扶養控除等申告書で確認できればOKですね。

A. 送付予定なし。ダウンロードが原則となり、署にも置いていない。

パソコンの無い先生方については、1枚2枚程度は署で貰える。

しかし、この用紙を使用するのはQ7の②の場合程度なので、扶養控除等申告書で、網羅できると考える。

Q4. R6.6.1以後の最初の給与等の支払日以後に、その定額減税額の基礎となった同一生計配偶者等の数に異動が生じても、定額減税額は変わらないとありますが、
①25日支給給与の事業者の従業員に、6/24に子供が出生した場合は含まれますか？
②25日支給給与の事業者の従業員の家族が6/24に亡くなった場合は、含まれますか？
③6/25以降に家族が亡くなっても、死亡時の現況により、定額減税は継続してもいいのでしょうか？

6/1が基準日と思っていたのですが・・。(乙欄、丁欄、6/2以後に雇用された者は対象外)
A. ①②③共に含まれると考える。(Q&A6-10、6-11、6-12、8-7、8-8)

①の補足。法的には扶養控除等申告書を提出すれば含まれるが、現実的には6/25給与計算に反映させるのは無理なので、カウントしないまま月次減税を行う。
そして、年調減税で実施する。7月からの月次減税は不可。

Q5. R6年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超えるために年末調整を受けないことになるの見込まれる者、R6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える者は定額減税の対象とありません。

しかし、これらの者に対しても主たる給与の支払者のもとで月次減税を受けることになり、年末調整において控除が受けられない・・・とあります。

最終的には、確定申告で調整になると思いますが、どちらが正しいのでしょうか？

A. 合計所得金額が1,805万円を超える者については、年調減税の適用が無いので、年末調整の際にそれまでに控除した額の精算を行うことになる⇒普通の年調事務となる。

しかし、月次減税をしているので不足額が発生する場合がある。その場合は返還となる。

2,000万円を超える人は、従来通り、確定申告で精算する。(Q&A2-2)

Q6. 事業所得者、不動産所得者は別段の手続きをしなくても、強制的に予定納税第1期及び第2期から定額減税をしてもよいのでしょうか？例えば、第1期10万円の場合、納付書を7万円に訂正しても良いのでしょうか？また、振替納税の者はどうなるのでしょうか？また、予定納税ではなく、確定申告で定額減税を受けることを選択することは可能でしょうか？

A. R6.6月以後に通知される第1期分で本人分30,000円が控除されます。訂正の必要無し。同一生計配偶者や扶養親族に係る特別控除額については、同封される予定納税額の減額申請の手続きにより、第1期分から控除することは可能。
従って、確定申告又は減額申請によることになる。(資料はPDF添付)
そのため、例年7/末の納期限が、今年は9/末になっている。
よって、予定納税ではなく、確定申告で定額控除を受けられるのは扶養者のみとなる。

Q7. 扶養控除等申告書に氏名が記載されている「源泉控除対象配偶者」のR6中の合計所得金額が48万円超の配偶者については、月次減税額の計算に含めない。
R6年中の所得金額の見積額が900万円超の同一生計配偶者については、扶養控除等申告書に氏名の記載が無いため、月次減税の計算に含めない。
ただし、「源泉徴収に係る申告書」の提出があり、その配偶者の合計所得金額の見積額が48万円以下の場合には、月次減税額の計算のための人数に含める。
整理すると、

- ①本人所得が900万円以下で、配偶者の所得が48万円以下⇒定額減税対象。
 - ②本人所得が900万円超で、配偶者の所得が48万円以下の場合「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を提出することにより、定額減税対象。
 - ③本人所得にかかわらず、配偶者の所得が48万円超の場合は、定額控除対象外。
- でよろしいでしょうか？

A. 良い。

「令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」(PDF添付)を必要とするのは、②の場合のみと考える。

Q8. Q&A8-31にありますますが、給与所得者(所得金額の見積額が1,000万円超)の配偶者に係る年調減税ですが、

- (1)配偶者控除等申告書に「配偶者控除の適用を受ける配偶者」として記載された配偶者
- (2)「年末調整に係る申告書」に「令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円以下である配偶者」として記載された配偶者

については、年末調整の際に年調減税額の計算に含めることになります。

こちらも、あまりに煩雑ではないでしょうか？

A. Q7の②の場合のみ必要となる。

Q9. 給与明細等には、必ず、定額減税の控除済額を記載しなければいけませんか？

別紙等の添付により可能とあります。控除残額の方が従業員として知りたいと思うのですが、そちらは、特に知らせる必要は無いのでしょうか？

A. 定額減税の控除済額は記載しなければならぬ。(Q&A10-8、10-9)

《例》本人のみで、源泉徴収税額が10,000円の場合

源泉徴収税額0円、定額減税額10,000円

控除残額については、規定は無い。

Q10. ローン控除を受ける者は大体、税額がゼロになるかと思います。

また、その者の定額減税額に達しない場合や、事業所得でゼロとなった人は給付という形になるのでしょうか？

令和7年には引き継がないとのことなので、どうなるのかと。

市役所にお聞きした時点では、国から市役所を通じて、所得税・住民税を併せて給付とのことでしたが、これはR6の住民税の所得割が無い者に対しての推計の話でした。

給付は給与支払報告書送付後に、対象者にアナウンスがあるのででしょうか？

A. まだ、はっきりとは決まっていないが、国から市区町村を通して給付予定とのこと。

確定申告書の様式が現段階では全く不明。控除済額や控除未済額の記載をする欄があるのかどうかもわからないとのこと。(Q&A9-1、9-2)

Q11. これはQ3と重複しますが、私の配偶者(生計一)は、R6年5月1日に就職し、毎月の給与は約12万円になる見込み、かつ、R6年の年間給与は96万円になる見込みです。

その場合、私の控除対象配偶者となるため、私の定額減税の対象となりますか？

この場合、配偶者は、自身の給与についての定額減税と、配偶者の立場としての定額減税の2重適用になりますが、問題は無いのでしょうか？

私自身の勤務先に、毎月の源泉徴収時は、配偶者の分は定額減税を受けず、年調時に受ける手続きを行う必要はありますか？

A. Q2と同じ。年末調整までは、二重となるが、年末調整で夫の扶養者として定額減税の対象となる。

自身の勤務先に、配偶者の月次減税を受けない申し出は出来ない。(本人拒否は不可)
また、取えて、受けない必要性は無い。

Q12. 令和6年分所得税の定額減税のしかたの12ページの(年調所得税額から控除しきれない事例)ですが、還付額は、204,810円一年税額0円で、204,810円になると思いますが、控除外額の46,400円が給付されるということでしょうか？

A. 給付金は、現段階では、50,000円になると考えられるが、市区町村の問題なので、署ではわかりかねること。(PDF②参照)

Q13. 私は、定額減税しきれないと見込まれる者への給付金(調整給付)として給付を受けました。但し、5月26日に就職できたことで、6月以降、毎月30万円の給与を受けることとなり、年末には20万円の賞与を受ける見込みです。

そのため、給与支給時には定額減税の適用を受けることとなりますが、給付と定額減税の2重適用ということには、ならないとの考え方で良いのでしょうか？

A. 推計で給付を受けた者が、令和6年6月1日以前に就職した場合でも、月次減税、年調減税は通常通りを行う。

法的には、二重取りとはならない。しかし、後日、調整があるかどうかは不明とのこと。

今現在、給付は実施されていないと思うのですが…。

Q14. 従業員について、年調終了時点で500円、定額減税できませんでした。(控除不足)

この場合、不足額は1万円単位で「切り上げて」算出、調整給付と同ったのですが、1万円受給できるとの認識でよろしいでしょうか？

9,500円が、定額減税と給付の2重かと思いますが、こちらについては、定額減税を減少し、定額減税を20,000円、控除不足額を10,000円にするなどの調整は不要でしょうか？

A. 現段階では、10,000円になると思われるが、Q12及びQ14は税務署の範疇ではないとのこと。

Q15. 定額減税は、給与賞与時に行わない選択肢は無いとありますが、以下の①と②の理由で、毎月給与支給時、あるいは賞与時に定額減税を行わない場合、源泉所得税の過大納付になることもあり、罰則規定が思い浮かびません。つまり罰則規定はありますか？

① 合計所得金額が1805万円を超えると見込まれる場合でも月次減税事務を行うとありますが、明らかに超えると分かっており、年末調整の際には、1805万円を超えると減税額を控除しないことになるので年末調整の不足額が大きくなったり、確定申告の納付額が増加するため、給与賞与時に定額減税を行わない。

② 給与支払時に月次減税の処理をする余裕がないので、給与受給者に了承を得て、給与賞与時に減税を行わず、年末調整時に、定額減税を行う。

A. ①②ともにダメだと思われます。②は給与支給者に選択の余地はありませんし。

②は、控除が先か後かの問題だが、定額減税が浸透しているため、不平が出ると過誤納の手続きが必要となる。(Q&A3-4)

しかしながら、罰則規定は特にないとのことでした。

★おまけ

☆報酬・料金等の源泉徴収においては、定額現在は実施しない。

☆公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税の適用を受ける人についても、主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けることとなる。重複控除については、確定申告において最終的な精算となる。

☆当社での基準日在職者が退職し、他企業に再就職した場合、再就職した企業は月次減税は行わず、年末調整時に年調減税を行うこととなる。

☆定額減税前の税額は、従来通り、復興特別所得税が含まれている税額表を使用して求める。

☆R6.7月以降に出生があった場合、R6.6月と7月で扶養親族の人数は異なるが、月次減税の増額は行わない。年末調整で精算する。

☆退職者への源泉徴収票には、定額減税額等を記載する必要は無い。再就職先での年末調整又は確定申告で最終的な定額減税との精算を行うこととなる。

☆年調減税事務

従業員等の合計所得金額の見積額が1,000万円超1,805万円以下(様式②の基礎控除申告書で、区分ⅠのDに該当)で、同一生計配偶者が合計所得金額の見積額48万円以下(様式②の区分Ⅱの①又は②に該当)として控除対象配偶者に該当しない場合、配偶者控除等の適用は受けられないが、定額減税の対象となる。

配偶者特別控除の適用を受ける配偶者については、年調減税額の計算に含めることはできない。

月次減税額の計算に含めた同一生計配偶者又は扶養親族であっても、12月31日の現況でR6年分の合計所得金額が48万円超となる場合には、その配偶者等については年調減税の計算に含めない。月次減税額と年調減税額との間に差額が生じる場合は、年末調整時に精算する。

☆各市区町村において所得税及び個人住民税の定額減税の実施と合わせて行われる各種給付措置により支給される給付金は、所得税を課さないものとなる。

☆定額減税コールセンター 0570-02-4562(繋がらない場合は、03-6626-2067)

★おまけのおまけ

皆さんが心配している今後の納付書の不送付(原則、令和6年5月1日以降は送らない)について

①詳細は署の方でも細分化され過ぎていて説明が困難とのことでしたが、しつこく聞きました。

基本、ダイレクト納付や振替納税をされている納税者には送付されないみたいです。

逆に言うと、ダイレクト納付や振替納税をしていない納税者には従来通り、送付されるみたいです。

②予定納税等に関しても、基本は上記と同じですが、消費税は、上が申告書十下が納付書が従来通り、送付されます。法人税に関しては、納付書のみです。

③みなし申告をされている先生方が多いと思いますが、基本、納付が期限内にあるのが無かろうが、法定申告期限に通知した税額で確定されます。

納付のみでみなし申告とはなりますが、原則的には、申告書を提出して欲しいとのことでした。

以上、長文になってしまい、不要なことや、わかり辛いことも多いかと思います。

また、チェックはしたつもりですが、誤字脱字もあるかと思っています。

4月5日に、法人課税第1部門の出張統括官に質問書をお渡しし、16日に回答を聞きに行き、管理運営の上司お二人も参加していただき、かなり長時間の質疑応答となりました。

また、おまけのおまけは、管理運営第1部門の中島総括にお世話になりました。

国税庁のQ&Aは、月2回、更新されるとのことです、要チェックです。

年末調整まで、まだかなり時間があるので、未確定なことが多いのが実情でした。
会員皆様の業務のお役に少しでも立てば、嬉しく思います。

尚、今後、新しい情報が入り次第、連絡する予定です。また、会員皆様からの質問もある程度、溜まった時点で、再度、署に問合せすることも考えています。

支 部 長

木戸 朋宏

調査研究委員会副支部長 大和屋 佐奈枝

② 年の途中で退職し、給与等に係る源泉徴収について特別控除の額の控除が行われていない（又は控除しきれない額がある）とき

③ 年末調整において、所得税額から特別控除の額を控除した際、控除しきれない額が生じる場合（特別控除の額が所得税額を上回る場合）において、次に該当するとき

- ・ 給与所得以外の所得があるとき
- ・ 退職所得に係る源泉徴収税額があるとき
- ・ 2か所以上から給与の支払を受けているとき

2 公的年金等の受給者に係る特別控除

令和6年6月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払われる公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除きます。）につき源泉徴収をされるべき所得税等の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。これにより控除してもなお控除しきれない部分の金額は、以後、令和6年中に支払われる公的年金等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます。

なお、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に記載した事項の異動等により、特別控除の額が異動する場合（例えば、令和6年中に扶養親族の人数が増加した場合など）は、令和6年分の所得税の確定申告（令和7年1月以降）において、最終的な特別控除の額を計算の上、納付すべき又は還付される所得税の金額を精算することとなります。

※ 給与と公的年金等に係る両方の所得を有する方は、還付申告となる場合や年金所得者に係る申告不要制度^{（注）}の適用がある場合で確定申告をしないときを除き、確定申告において、所得税額から最終的な特別控除の額や源泉徴収税額等を差し引いて納付すべき又は還付される所得税の金額を精算することになります。

（注） 年金所得者の申告不要制度…次のいずれにも該当する場合に、計算の結果、納税額がある場合でも、所得税等の確定申告は必要ありません。（注1・2）

① 公的年金等の収入金額が400万円以下（注3・4）

② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

（注1） 所得税等の確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。

詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

（注2） 所得税等の確定申告が必要ない場合でも、一定の要件に該当する場合には、還付を受けるための申告（還付申告）を行うことで税金が還付されます。

（注3） 源泉徴収を要しない公的年金等の規定（所得税法第203条の7）の適用を受けるものを除きます。

（注4） 一定の外国年金が国外で支払われる場合などには、源泉徴収の対象となりません。



3 事業所得者等に係る特別控除

原則として、令和6年分の所得税の確定申告（令和7年1月以降）の際に所得税の額から特別控除の額が控除されます。

予定納税の対象となる方については、確定申告での控除を待たずに、令和6年6月以後に通知される、令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額（7月）^{（注）}から本人分に係る特別控除の額に相当する金額が控除されます。

なお、同一生計配偶者または扶養親族に係る特別控除の額に相当する金額については、予定納税額の減額申請の手続により特別控除の額を控除することができ、第1期分予定納税額から控除しきれなかった場合には、控除しきれない部分の金額を第2期分予定納税額（11月）から控除します。

また、予定納税額からの特別控除の額に相当する金額の控除に関する諸手続のほか、確定申告による精算に関する手続については、後日改めて国税庁ホームページにおいてご案内する予定です。

（注） 特別農業所得者（農業所得の金額に係る一定の要件を満たすものとして申告等をしている方）については、第2期分予定納税額（11月）となります。

※ 定額減税に関する最新の情報は、[定額減税特設サイト](#)に随时掲載していきます。

令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書

所轄税務署長 税務署長	給与の支払者の 名称（氏名）		（フリガナ）	
	給与の支払者の 法人番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人を除きます。）が記載してください。		あなたの氏名
	給与の支払者の 所在地（住所）			あなたの住所 又は居所



～記載に当たってのご注意～

- ◎ この申告書は、同一生計配偶者や扶養親族につき定額減税額を加算して控除を受けようとする場合に提出するものです。ただし、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（住民税に関する事項を含みます。以下同じです。）に記載した源泉控除対象配偶者や扶養親族及び「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載した控除対象配偶者については、この申告書への記載は不要です。
- ◎ この申告書は、あなたが「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出した給与の支払者にしか提出することはできません。

☐	【源泉徴収に係る申告書として使用】・・・令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与（賞与を含みます。）の支払日までに、この申告書を給与の支払者に提出してください。 令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与（賞与を含みます。）の源泉徴収から、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。 ※ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額を加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。 ※ この申告書に同一生計配偶者又は扶養親族を記載して提出した場合であっても、年末調整において定額減税額を加算して控除を受ける際には、同一生計配偶者については「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載し、扶養親族については「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載して提出する必要があります。
☐	【年末調整に係る申告書として使用】・・・年末調整を行うときまでに、この申告書を給与の支払者に提出してください。 年末調整において、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。 ※ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額を加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。 ※ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に配偶者の氏名等を記載して提出した場合であっても、年末調整の際には、同一生計配偶者の氏名等を記載した申告書を提出する必要があります。この場合、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する人は、この申告書への記載は不要となりますので、「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」（兼用様式）を使用して提出してください。 ※ 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に扶養親族を記載して提出した場合であっても、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載していない扶養親族については、この申告書の「扶養親族の氏名等」に記載してください（この扶養親族について「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載して提出する場合は、この申告書を提出する必要はありません。）。

（注） 使用する目的に応じて、いずれかの□にチェックを付けてください。

○ 同一生計配偶者の氏名等

※ 記載しようとする配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

（フリガナ） 氏 名	個 人 番 号	生 年 月 日	配偶者の住所又は居所	居住者に 該当	本年中の合計所得 金額の見積額
		明 平 ・ 昭 大 平		☐	円

○ 扶養親族の氏名等

※ 記載しようとする親族の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

（フリガナ） 氏 名	個 人 番 号	続 柄	生 年 月 日	扶養親族の住所又は居所	居住者に 該当	本年中の合計所得 金額の見積額
1			明 平 大 昭 ・ 令		☐	円
2			明 平 大 昭 ・ 令		☐	円
3			明 平 大 昭 ・ 令		☐	円

②

〔入力例〕＜年末調整計算シートを利用する場合＞

区分	金額(円)	税額(円)
給料・手当等	① 5,970,000	③ 111,810
賞与等	④ 1,800,000	⑥ 93,000
計	⑦ 7,770,000	⑧ 204,810
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 5,893,000	所得金額調整控除の適用の有無
所得金額調整控除額	⑩ 0	
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	⑪ 5,893,000	(1) 「税額③」欄と「税額⑥」欄は、控除前税額から月次減税額を控除した後の実際に源泉徴収した税額となります。

調整	差引課税給与所得金額及び算出所得税額	⑪ 3,011,000	⑫ 203,600
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑬ 40,000	
	年調所得税額	⑭ 163,600	
	年調減税額	⑯-2 120,000	
	年調減税額控除後の年調所得税額	⑰-3 43,600	
	控除外額	⑱-4 0	
	年調年税額(⑱-3)×102.1%)	⑲ 44,500	
超過額の精算	差引超過額	⑳ 160,310	
	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉑ 160,310	
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉒ 160,310	
	差引還付する税額	㉓ 160,310	
不足額の精算	同上的うち	㉔	
	本年最後の翌年に		

- (2) 「年調減税額⑱-2」欄に年調減税額を入力します。
 (3) 「年調所得税額⑱」欄の金額から「年調減税額⑱-2」欄の金額を控除した残額が「年調減税額控除後の年調所得税額⑱-3」欄に表示されます。
 (4) 「年調減税額控除後の年調所得税額⑱-3」欄に102.1%を乗じた金額が「年調年税額⑲」欄に表示されます。

(年調所得税額から控除しきれない事例)

調整	差引課税給与所得金額及び算出所得税額	⑪ 3,011,000	⑫ 203,600
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑬ 130,000	
	年調所得税額	⑭ 73,600	
	年調減税額	⑯-2 120,000	
	年調減税額控除後の年調所得税額	⑰-3 0	
	控除外額	⑱-4 46,400	
	年調年税額(⑱-3)×102.1%)	⑲ 0	
超過額の精算	差引超過額	⑳ 204,810	
	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉑ 204,810	
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉒ 204,810	
	差引還付する税額	㉓ 204,810	
不足額の精算	同上的うち	㉔	
	本年最後の翌年に		

- (1) 「年調減税額⑱-2」欄の金額が「年調所得税額⑱」欄の金額を上回る場合には、「年調減税額控除後の年調所得税額⑱-3」欄の金額は「0」と表示されます。
 (2) 「年調減税額⑱-2」欄の金額のうち、「年調所得税額⑱」欄の金額から控除しきれなかった金額が「控除外額⑱-4」欄に表示されます。